

第4次島根県林業公社経営計画概要

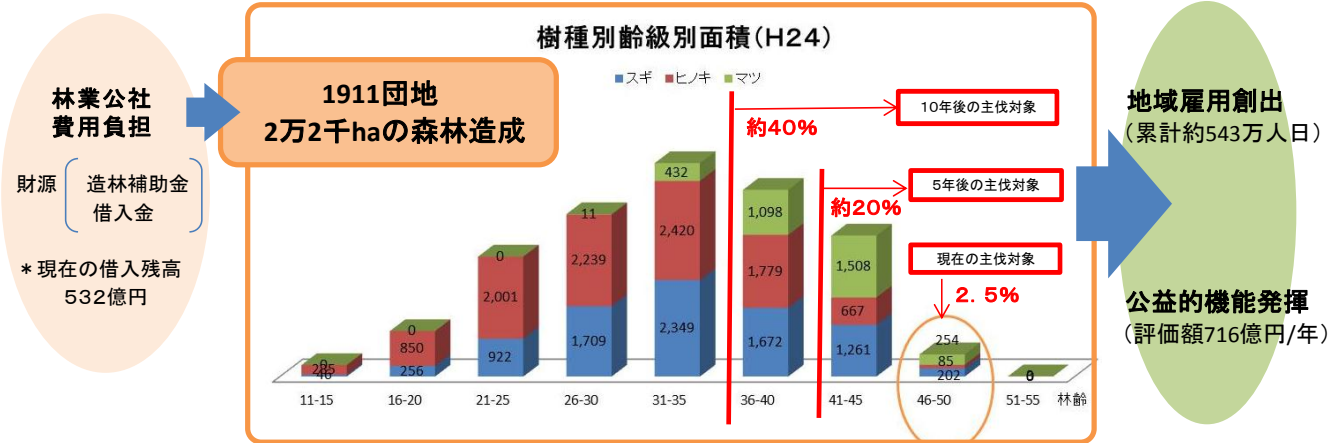
島根県林業公社

I. 現状と課題

林業公社は、県内16市町において分収契約方式により1911団地、約2万2千haの森林を造成してきた。これまでの森林造成を通じ、県内中山間地域において累計約543万人日の雇用創出、森林の公益的機能の評価額は毎年716億円に及び等大きく貢献してきたところである。

しかしながら、これまでは保育中心の事業であったため、借入金に依存する経営が続いており、低迷が続く現在の木材価格では最終的に多額の収支不足が発生する見込みである。

一方、公社経営林の森林資源は成熟しており、今後伐期を迎える森林は急速に増加する見込みである。



II. 林業公社経営の今後の方針

1. 主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」

主伐の実施は、林業・木材産業の振興と地域雇用への貢献、公益的機能の持続的発揮、さらには有利な国庫補助事業の活用やバイオマス発電燃料供給による増収効果などが期待できるものであり、林業公社の経営改善にもつながることから主伐による木材生産を開始する。

(1)主伐の実施

①伐採方法：有利な造林補助金の活用が可能な更新伐により実施

・更新伐：団地を3分割し3回に分けて伐採。伐採間隔は10年程度。1伐区は1ha以下

②発注方法：伐採・販売とも事業者からの企画提案によるコンペ方式により実施

・分割伐採毎ではなく、3回分を一括した提案募集。全体の伐採・販売を同一事業者へ発注

・分割伐毎に単価契約により事業実施

③木質バイオマス発電需要への対応：県内新規需要への対応による収益確保

・バイオマスによる収益確保のため、事業者からの企画提案による有利な販売手法の検討

④収益確保のための事業者との連携強化：積極的な事業者からの情報収集や意見交換

・企画提案による販売の外、収益確保のため、公社自らも販売方法について検討

(2)生産に必要な路網の計画的な整備

主伐実施に必要な、森林作業道、基幹作業道、アクセス道の計画的な路網整備の実施
隣接森林を含めた木材生産団地として、他事業者との連携による路網整備の調整検討

(3)生育状況と需要に対応した生産手法の導入

合板需要の増加等原木需要の変化→事業費削減のため2回目枝打・除伐の見合わせ

(4)主伐(更新伐)跡地の確実な更新

天然力または植栽による確実な更新による森林の公益的機能の維持

公社造林地からの木材生産量

最終契約期間終了H95年度(約70年間)で

生長量も含め約1,100万m³の木材資源供給が可能
(用材：約830万m³ バイオマス：約270万m³)

一定量の生産量維持を計画

将来的に 用材：約12万m³/年
バイオマス：約4万m³/年
合計：約16万m³/年

経済波及効果

○雇用創出 年間 593人 (累計4万人) [810万人日]

○経済効果 年間 51億円 (累計3,510億円)

公益的機能の維持

○公益的機能評価額 716億円

2. 経営改善に向けての取組

(1) 伐採収入の確保による公庫借入金抑制

木材販売収入の増額を図り、森林整備及び路網整備に伴う新規借入金の抑制を図る。
公社負担を伴わない定額助成方式、高上げ補助等も積極的に活用し、新規借入金の抑制を図る。

(2) 不成績林等の処理

新たな松くい虫被害地のほか、地理的条件や雪害等の被災によるスギ・ヒノキの不採算林等、将来的な収益が見込めない森林については、公庫借入金の繰上償還により利息軽減を図る。

(3) 長伐期変更契約の実施

現在全体の91%にあたる1,711団地について変更契約済み。残りの団地についても引き続き実施する。

(4) 組織体制の検討

今後の林業公社の事業は、「保育主体」から「主伐主体」に数年の間に移行する。今後の主伐事業の増加に応じて、事業の推進が可能な組織・人員体制の強化を図る。

(5) 積極的な情報開示による県民理解の醸成

林業公社事業が果たしている役割への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した積極的な情報開示と経営林を活用した普及活動を実施する。

III 県・市町等への支援要請

これまで森林造成により、農山村の雇用創出による地域振興、公益的機能の持続的発揮を実現してきた。今後は木材資源を活用し、安定的な木材生産が行われることによって、県内の森林・林業・木材産業をはじめとする各分野での雇用創出、経済波及効果を発揮が期待できる。

林業公社の公的セクターとしての役割を考えれば、林業公社の自助努力による経営改善の取組の強化に併せ、引き続き社員である県、市町からの支援の継続・拡充が必要である。

国土保全や公社設立の経緯から、国の支援も不可欠であり、関係団体と連携し国へ要望活動を実施する。

■県及び市町（造林者）への支援要請

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 【県】 | ○県貸付金支援と無利子化（継続） |
| | ○長伐期変更契約や不成績林処理にかかる経費支援（継続・拡充） |
| | ○造林補助制度による支援（継続） |
| | ○職員派遣等の人的支援（継続） |
| 【市町】 | ○造林者分収権（3～5%）の凍結（継続） |
| （造林者） | ○長伐期変更契約の推進支援（継続） |
| | ○伐採収穫期を迎える森林の事務処理に対する支援（継続） |

IV 長期収支見通し【試算】

現在想定される経営改善策を分収事業が終了する平成95年度まで継続して実施した場合の経営改善効果（試算）は次のとおり。

■経営改善 ----- 改善効果額145億円

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ○主伐による増収 ----- | 効果102億円 |
| ・有利な国庫補助事業の活用による収支改善 | |
| ○バイオマス利用による増収 ----- | 効果 13億円 |
| ・林地残材として廃棄されていた木材のバイオマス利用による増収 | |
| ○不成績林等の処理 ----- | 効果 18億円 |
| ・不成績林等の契約解除（収入が見込めない経営林の整理） | |
| ○生育状況と需要に対応した生産手法の導入 ----- | 効果0.5億円 |
| ・枝打ち、除伐の省略 | |
| ○主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息軽減 ----- | 効果11.8億円 |

■長期収支（平成95年度末時点での長期収支見込み）

